

令和 8 年 2 月 4 日
土木部工事第一課

議会の委任による専決処分の報告
(歩行者の負傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和 7 年 7 月 10 日 (木) 午前 7 時 26 分頃
(天気 : 曇り)

(2) 発生場所 世田谷区内

(3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)が管理する区道を相手方(以下「乙」という)が通勤のため自宅から経堂駅に向かって歩行中、前方から来た自動車を避けるため道路脇に寄ったところ、L形側溝に生じていた 4 cm 程度の段差に右足をぶつけ、右足親指を負傷した。

(4) 相 手 方 別紙のとおり

2 乙への損害賠償額 308,944 円

(特別区自治体総合賠償保険より全額補填される。)

3 専決処分日 令和 8 年 1 月 22 日